

## 西区マスコットキャラクター「ニッシーちゃん」着ぐるみ等使用取扱い要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、堺市西区マスコットキャラクター「ニッシーちゃん」(以下、「ニッシーちゃん」という。)の着ぐるみ等(以下、「着ぐるみ等」という。)を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

### (担当)

第2条 この要領に関する事務については、堺市西区役所政策推進室(以下、「担当」という。)が行う。

### (品目)

第3条 ニッシーちゃん着ぐるみ及びその装備品、イラストデータ並びに写真データとする。

### (使用申請)

第4条 ニッシーちゃん着ぐるみ等の使用を希望する者は、使用する2週間前までに、ニッシーちゃん着ぐるみ等使用申請書(様式第1号)により堺市西区長(以下、「区長」と言う。)に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 堺市、国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- 2 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

### (使用承認)

第5条 区長は前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、使用を承認する。

- 1 営利目的であるとき(ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合を除く)。
- 2 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- 3 政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- 4 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- 5 西区及びニッシーちゃんのイメージを損なうおそれがあるとき。
- 6 前各号に掲げる場合のほか、ニッシーちゃんの使用を不相当と認めるとき。

### (貸出期間)

第6条 着ぐるみ等の貸出期間は、原則として貸し出し日を含め7日以内とする。

### (承認・不承認通知)

第7条 区長は、第4条の使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、ニッシーちゃん着ぐるみ等使用承認書(様式第2号)により申請者に承認・不承認の結果を通知するものとする。

### (使用料)

第8条 使用料は無料とする。

### (使用方法)

第9条 着ぐるみ等を使用する者（以下「使用者」という。）は、原則として担当から着ぐるみ等を直接受け取り、使用後は責任をもって返却期限までに担当に返却するものとする。

2 着ぐるみ等の担当への搬入及び搬出は使用者が行うものとする。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 使用者は、イベント等で着ぐるみ等を使用している写真及びコメント等を提出すること。（堺市西区ホームページ等で紹介する場合があります。）

2 使用者は、第三者に譲渡または転貸してはならない。

3 着ぐるみ等を承認された内容以外で使用してはならない。

4 着ぐるみ等を著しく破損、汚損、劣化させてはならない。

5 着ぐるみ及びその装備品を使用する場合、以下の点に留意し、取り扱わなければならない。

（1）着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボン等の着用をすること。

（2）着ぐるみの中は、かなり暑くなるため、十分な暑さ対策をすること。

（3）当日の会場、天候及び体調等を十分に考慮し、無理のない着用をすること。

（4）雨天時は、屋外で使用しないこと。

（5）着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため、必ず補助者をつけること。

（6）使用後は、消臭スプレー等を使用し、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。

（7）着ぐるみが型くずれしないように、置き方には十分注意すること。

（8）火気・水気には近づけないこと。

（9）大切に扱うこと。（故意又は過失により破損した場合、実費弁償させる場合がある。）

（10）着ぐるみで事故等があった場合、借受者の責任とすること。

6 イラストデータを使用する場合、以下の点に留意し、取り扱わなければならない。

（1）裏返しまたは規格外の展開、一部使用など、応用使用はせず、定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。

（2）原則として、物品等には「ニッシーちゃん」の表記を付すること。

（3）承認にかかる物品等を作成した場合は、速やかにその成果品の提出を行うこと。ただし、成果品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

（損害賠償）

第11条 使用者の故意又は過失により、着ぐるみ等を破損した場合は、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

（使用承認の取消し等）

第12条 区長は、使用者が第10条の遵守事項に違反したときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じても、区は一切の責任を負わない。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。